

上記科目中特別の科目を選択して之を修業する希望の者は本所選科生として入學せしめることができる。

又國民保健衛生に關する特別事項の研究希望者は研究生として入學せしめることになつてゐる。

以上本科生、選科生及び研究生の何れも授業料は徴收しない。又本所五階には醫學科、藥學科及獸醫學科生を收容する寄宿舎があつて、その定員は六十名である。尚本所には食堂を設けて實費で給食をしてゐる。

本科としての養成訓練事業の外に、公衆衛生に關する諸種の講習を時々行つてゐるが、毎年定期的に實施するものは保健所職員即ち保健所長、技師、技手、指導員及び保健婦に對する講習である。尙本年よりは工場醫の講習を開始した。

厚生科學研究所には東京市及び埼玉縣との協力のもとに都市及び農村實習地區を設けてあるが、前者は東京市京橋區民十五萬人、後者は埼玉縣所澤町附近四町二十七箇村の住民十三萬人を夫々對象としてゐる。この兩地區は各科の學生をして本所に於て教へられた學理の實地應用並にその實施方法を實習せしめるために設けたものであつて、恰も醫學校に於て治療醫學の實習のために外來診療所及び附屬病院を附置すると同様の趣旨である。上述の都市及び農村實習地區にはその中心機關として保健館が設けてあつて、前者は東京市京橋區明石町に、後者は埼玉縣所澤町に置かれてゐる。

厚生科學研究所國民優生部の研究事項

今般勅令を以て創立をみた厚生科學研究所の國民優

生部に於て研究せらるべき研究事項、並に昭和十五年度研究事項として公衆衛生院より引き續き研究せらるる家系調査の要目を掲ぐれば以下の如くである。

民族優生部研究事項

- (一) 基礎遺傳
 - (1) 遺傳様式
 - (2) 遺傳率
 - (3) 双胎人
- (二) 民族遺傳構成
 - (1) 正常遺傳
 - (2) 優良遺傳
 - (3) 病的遺傳
 - (4) 精神健康度
- (三) 民族生物學
 - (1) 環境
 - (2) 民族活力
 - (3) 民族混血
 - (4) 民族毒
- (四) 精神衛生
 - (1) 精神病
 - (2) 精神薄弱
 - (3) 病的性格
 - (4) 犯罪者
- (五) 記録保存

民族優生部研究事項説明

民族優生の事たるや直接國民の遺傳質の狀況に對應するものなるを以つて、人口構成を正常者、優良者

疾病者等遺傳質の觀點より調査し、其の日本民族に於ける遺傳構成の現状と將來への動向を正確に把握し、之と併行して基礎遺傳學、民族生物學、精神衛生に付き充分の調査研究を行ひ、各種の遺傳家系及双胎人の記録を蒐集整理保存し、各般の民族優生方策の有効適切な實施に資せんとす。其の研究事項の概況を述べらるに

(一) 基礎遺傳

人類遺傳學に關する基礎的研究を行ふものにして(1)遺傳様式及(2)遺傳率は各種の病的遺傳又は正常或は優良遺傳等總べての遺傳形質につき其の根本となるべき重要研究事項なり。即ち前者は優生、劣性、伴性或は更に複雑なる遺傳様式の中如何なる様式をとるやの研究にして、後者は子供、孫、同胞、從同胞、甥姪等の血縁者に對し如何なる場合に如何なる程度の遺傳率を知ることとは直ちに其の遺傳形質の本態を鮮明ならしむるものなり。(3)双胎人の研究は人類遺傳の基礎的研究上極めて重要な方法にして絶対に缺く可からざるものなり。元來双胎人には一卵性、二卵性及多卵性の別ありてその内一卵性のものは元來一個體となる可きものが何等かの機轉によりて二個體に分れたるものなるを以て双胎人の兩者共合然同一の遺傳質を有するものなり。之に對し二卵性及多卵性のものは偶然二個體又は多個體が一緒に妊娠せるに過ぎず、従つてその遺傳質の關係は恰も兄弟姉妹に於ける如く全然同一にあらず。故に双胎人の組合せを多數に蒐集し其の一方が悪質遺傳病者、傳染病者或は犯罪者等なる場合に其の組合せの他方が如何なる運命にあるやを調査すれば、一卵性双胎人に於ては其の缺陷が遺傳性なりや否やを知

り、又遺傳性とすれば其の遺傳發現力の強弱の程度等極めて主要なる事項を知る鍵となるべし。二卵性及多卵性双胎人に於ては前述の如く遺傳質の關係は同胞と同一に見做さるゝを以て一卵性双胎人の如き主要性は認められざるも尙比較對照の意味に於て是亦研究調査の價值あり。依つて全國の双胎人につき出来るだけ多數の實例を以て之を精密に診査して一卵性、二卵性等を鑑定し、双胎人の記録を調査作成して整理保存し、其後定期的に調査を反復して彼等の運命を追及し、精神病院その他の病院、少年教護院、刑務所等に其の一方が收容せられたる時に其の他方の状態を知り、双方共同一運命にある率を調査研究せんとす。

以上は双胎人の記録作成により人類遺傳學の基礎的研究を爲さんとするものなるが、其の他にも個體或は種族發生學的方法、染色體に五線其の他の刺戟を興へて突然變異を起さしむる方法等幾多の方法を用ひて人類遺傳の根本につき徹底的の研究を行はんとす。

(一) 民族遺傳構成

日本國民が優秀健康なる遺傳質を有するもの、精神缺陷の遺傳質を有するもの、及び身體缺陷の遺傳質を有するものそれら幾何の割合より構成されるやを知らんとするものなり。就中遺傳性精神病たる精神分裂病、躁鬱病、遺傳性癲癇、遺傳性精神薄弱、遺傳性病性的性格たる分裂病質、循環病質、癲癇病質、ヒステリー、意志薄弱、病的性慾、衝動性人格、生來性犯罪者等を精密に調査し、その遺傳質の國民に對する率を計算し、更に遺傳性盲、聾、畸形をそれら多數の疾病別に區分し、又各種の遺傳性神經病、身體病等につきても同時に精確なる診査研究を行ひ、之等の遺傳質

を有するものの國民に對する率を見出し、此處に日本國民の精神並に身體の病的遺傳質存在の割合を確認し總人口に對する劣悪なる分野を鮮明ならしめんとす。而して更に健全なる遺傳質の分野、優秀なる遺傳質の分野につきても夫々調査を行ひ、以つて全部の遺傳構成を明瞭ならしめんとするものなり。

(1) 正常遺傳及び(2) 優良遺傳。凡そ人口構成に於て正常者並に優良者の層は最も主要なる要素を成し民族發展の中心となるを以て其の増減は直ちに國力の消長を意味するものと言ふ可し。依つて日本民族につき正常者並に優良者の實數及び總人口に對する割合を調査して其の増減を知り、進んで之に關與する總べての固有を研究し民族優生方策の基本的資料となさんとす。

更に進んで各個人につき精密なる遺傳家系圖を調査作成して正常遺傳及び優良遺傳の個々の關係を明白にし其の記録を整理保存して各種研究調査並に實際應用の根本的材料たらしめんとす。

(3) 病的遺傳。遺傳病者中惡質遺傳病患者は前項の正常者及び優良者と共に國民の主要部分を構成するも、民族素質より之を見れば前者即ち正常の優良者は減少の傾向にあるに拘らず後者即ち劣悪者は増加の傾向を示す等常に反對の關係にあり。従つて惡質遺傳病者の激增は正常優良者の減少と相俟つて深刻なる民族平均素質の低下を必然的に惹起するものにして之を民族變質と稱し最も憂慮せらるゝ事態なり。

我が日本民族は現在上昇發展期にあり此の變質は未だ極めて緩慢なりと雖も既にその徴を微細乍ら確認さるゝ以上、速かに各種民族優生方策を實施して平均素質の向上を圖らざるべからず。依つて第一に惡質遺

傳病者の實數と其の總人口に對する割合の激增する狀況を精査し、民族變質の程度、速度及び原因等を研究し其の對策を講ずるに必要なる基本的資料を見出し、併せて遺傳病者につき精密なる遺傳家系圖を調査作成し各個人の惡質遺傳の狀況を明白にし其の記録を整理保存して國民の遺傳健康問題を解決する根本的資料となさんとす。

(4) 精神健康度日本民族が現在如何なる精神健康度を有し將來に向つて如何なる傾向にあるかを正確に知悉する必要あり。而して之を測定する標準として最も重要なるは精神缺陷の質的並に量的實狀にして、例へば動脈硬化に基く精神病、酒精中毒、麻藥中毒及び其他の中毒に原因する精神病、微毒による精神病、精神の苦痛、恐怖等精神的原因による精神病、神經質に基く強迫觀念症、外傷性神經症、強度の神經衰弱、ヒステリー、或は先天的原因による精神的分裂病、躁鬱病、癲癇性精神病、變質者即ち病的性格、先天微毒による精神薄弱、胎生兒母體の榮養不良或は兩親の惡質中毒に基く精神薄弱、生産時障害による精神薄弱、幼時榮養不良、外傷、熱性傳染病、腦炎、腦膜炎等による精神薄弱等各種の外因、内因による精神缺陷者を詳細正確に診査分類し、夫々の缺陷の國民全體に對する割合を計算し、之を逐年連續的に實施し、本邦に於ける精神缺陷の消長、就中各種原因別の消長を調査し以つて國民の精神健康度の實際を知らんとす。

(二) 民族生物學

民族優生を研究するには一方遺傳質の問題を追究すると共に、一方民族を生物學的に觀察研究し、環境混血等による影響を知り、民族活力の現狀を採り以つ

て老衰現象(民族變質)の起らざる様豫め充分の對策を講ずるを要す。

(1)環境。凡そ體質には其の根柢に先天的遺傳質あり。之に各般の環境力(例之、榮養、鍛鍊、細菌毒素、藥物等)が作用して初めて各個人の現實の體質を顯現するものなり。従つて體質強化を企圖するに當つては遺傳環境の兩方面を常に顧慮すべきの要あるは寔に論を俟たざる所なり。従つて劣悪なる遺傳的素質を有して生れたる者につき各種の環境力を用せしめて其の體質を強化し以つて發病を防止し又は病者を治癒せしむる等彼等をして優良健全なる國民として奉公せしめる爲には充分豫期せらるゝ所なり。依つて各種の遺傳的素質者につき其の環境を科學的に變化せしめ遺傳と環境との相互作用を精密に調査研究せんとするものなり。

(2)民族活力。日本民族中に於ける正常、優良、病的の各民族構成分子につき其の生産率と死亡率の關係及び平均壽命其の他活動力を知り、最も端的に民族の質の實情を認識し、將來への傾向を察知し以て各般の民族優生方策の根幹を樹立すべき重要性を持つものなり。依つて之等の各種問題につき總べての條件を、顧慮し、性別、職業別、地域別、生活狀態別に精密なる調査を行ひ以て確實なる資料を得んとするものなり。

(3)民族混血。異民族間の混血は其の民族の消長に直接影響するところ甚大なるを以て日本民族と他民族間の混血問題は充分科學的に調査研究し、惡果は排撃し良果は獎勵する等國家としての方針を速かに決定するを要す。従つて凡そ日本民族と混血問題の起り得べ

き他民族につき豫め其の民族としての優劣を研究し、更に生物學的に日本民族と不調和の點なきやを充分に調査し、次いで實際に混血せる實例につき其の家系圖を詳細に作成蒐集し、以つて各種の混血條件に於ける影響を知る資料たらしめんとす。

(4)民族毒。性病、酒精、麻藥等は文明の進展と共に其の害毒は漸く顯著となり、人心の弛緩に乘じ恐るべき結果を招來するは夙に歐米諸民族間に發現しつゝある事實にして、國民素質の劣化、體力の低下及び人口の減少等民族の變質、退化に密接なる關係を有する事を一般に認められ特に民族毒の名を以つて呼ばるゝに到りたるものなり。而して斯くの如き事實が果して我が日本民族にも起りつゝありや。民族毒蔓延の狀態如何、殊に胚種或は胎兒損傷の遺傳質に及ぼす影響如何等の問題は蓋し急速に追究すべき重要事項なるに拘らず尙本邦に於て信賴すべき調査研究の報告せられたるもの極めて尠きは最も遺憾とする所なるも、此の民族毒の結果と目せらるゝ事柄が相當多數に存在するも亦疑ふべからざる事實にして殆んど一般意識的に確認されるゝ程度なり。即ち本邦に於ける性病、殊に微毒の慘害、例之微毒性の精神病、微毒死亡、先天微毒による胎兒竝に乳幼兒死亡、身體虛弱及び精神薄弱等害毒の及ぶ範圍極めて廣汎なるに加へて、酒精、麻藥の濫用に原因する精神傷害、不妊及び子孫の精神身體に對する害毒も同じく廣範圍に重大なる結果を惹起するを以て、民族毒と呼ぶ名稱も寔に適切なるものと言ふべきなり、依つて性病、酒毒、麻藥中毒の蔓延狀況を調査し、それ等の毒素に起因する各般の慘害を徹底的に調査し、性病患者及び各種惡性中毒者の遺傳家系圖を作

成調査し、その日本民族に對する惡影響の程度及び豫防を知り以て以上の害毒を排除する根本的資料を得んとす。

(四) 精神衛生

精神衛生は民族の精神健康度調査に於て精神の優良、正常、疾病を測定する尺度なり。又惡質遺傳病の中に於ても遺傳性的精神病、精神薄弱、病的性格等が其の大部分を占むる實情なり。依つて各種の精神疾患につき其の原因を調査し、發病を豫防し、治療を研究する等精神衛生の總ゆる問題につき調査研究を爲さんとするものなり。

(1)精神病、(2)精神薄弱、(3)病的性格。此の三者は精神異常として總括せらるゝ疾病にして何れも逐年激増の一途にあり。而かも極めて難治の惡質なるに加へて一般に反社會性に富み、經濟的にも國家社會の負擔となり、其の及ぼす有形無形の損害極めて大にして國力の進展を阻害し民族優生上極めて重要な國民的疾患と目せられつゝあるは既に前述せる所なり。

而して之等の精神異常は原因極めて複雑多岐にして、微毒、酒精、麻藥其の他の中毒、傳染病、動脈硬化、精神的衝擊及び遺傳によるもの等多數の種類に分類されるを以て、それら其の原因に對して精密なる調査研究を行ひ發病豫防の處置を講ずる上に於て根本的の資料を得る必要あり。殊に遺傳性的のものにつきては遺傳様式、遺傳率を正確に研究して優生斷種その他遺傳健康方策の基礎となすを要す。

更に治療の方面に到つては結核其の他他種疾病に比較して甚しく遅延したる實狀にありて精神病は總べて不治の疾患なりとの印象を一般に強く與へ居るを以て

之亦極力研究して有效なる治療方法を發見せざる可からず。

幸にして近時精神醫學の進歩は相當目覺しく、マラリヤ發熱療法、インシュリン衝擊療法、カルヂアゾール癲癇療法等相踵いで見出され、精神異常も亦治療すべき疾患なりと稱し得る域に進まんとしつゝあるも尙極めて不充分なるは最も遺憾とする所なり。而かも之が保護施設は極めて不足せるに加へて、今日尙單なる收容所の内容を持続し未だ治療病院の實を備へざるものが殆んど全部を占むとも見るべき現狀なり。依つて一方新治療法を研究すると共に、一方各種精神異常者につき早期に及ぶ限りの治療を施して多數の病者を全治せしめるやう所謂治療保護組織の改善につき研究調査をなさんとするものなり。

(4) 犯罪者。犯罪者にして社會に出れば忽ち同様の犯罪を繰り返すもの、或は常人にては到底考へ及ばざる兇惡慘忍なる肉親殺傷その他の犯罪を行ふもの又は理由不明なる犯罪を思慮分別なく實行するもの等所謂犯罪者中に精神缺陷ありと思はるゝ者の多數に存在する事實は既に一般社會の常識となりつゝあり。依つて犯罪者、反社會者につきて精神鑑定を行ひ、犯罪者中の精神缺陷者の數を知り、更に進んで犯罪關係の遺傳學的調査を行ひ、果して犯罪に遺傳的事實ありや、或は犯罪そのものは遺傳せずして其の根柢にある精神異常が遺傳するものなりや、又は生來性犯罪者として宿命的に犯罪者たるべき存在を承認すべきものなりや、性質犯罪その他特殊犯罪は遺傳するものなりや等、各般の重要な問題につき明瞭なる結論に達せんとす。

其の目的を以て特殊の犯罪者につき其の遺傳家系圖を調査作成し、是を蒐集整理保存して調査の基本的資料たらしめんとす。

(五) 記録保存

民族優先の研究は前述の如く基礎遺傳、民族遺傳構成、民族生物學、精神衛生等に區分されるも、其の孰れも多數の遺傳家系記録、双胎人記録等を蒐集整理保存し年々追加して集積せる基本的資料を基礎とせざるものなし。即ち本研究部は同時に日本民族の遺傳記録局たらざる可からず。

元來個々の遺傳家系圖も双胎人記録も動的のものにして常に變化に基いて之を修正附加して初めて價值ありといふ可く、斯くして日本民族に於ける優良者、正常者、疾病者、犯罪者、混血家系等極めて多數の家系圖を蒐集せんとするものなり。

昭和十五年度研究事項

なほ厚生科學研究所民族優生部が特に本年度に於て行ふ研究事項は次の如くである。

- 病的遺傳調査 二〇〇家系
- 優良遺傳調査 五〇家系
- 精神健康度調査 五部落
- 双胎人調査 五〇組
- 犯罪者調査 五〇人
- 遺傳病豫防治療調査 五〇家系
- 混血調査 八〇家系
- 民族毒 五〇家系

國民優生法に關する專門委員會に於ける優生手術の適用に關する内規の決定

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を經たる國民優生法は近く其の實施を見る筈であるが、特に優生手術の適用に關する内規については國民體力審議會の國民優生に關する專門委員會に於いて審議中であつたが、昭和十五年十二月十四日の委員會に於てその決定を見るに到つた。決定を見たる内規並に專門委員會委員名を掲ぐれば以下の如くである。

國民優生法施行及酒精中毒に關する專門委員會委員氏名

- 東京帝國大學名譽教授 三宅 鏞一
- 東京帝國大學教授 内村 祐之
- 慶應義塾大學教授 植松 七九郎
- 東京帝國大學教授 福田 邦三
- 同 大槻 菊夫
- 同 中泉 正徳
- 同 小野 清一郎
- 同 田宮 猛雄
- 厚生科學研究所教授 川上 理一
- 東京帝國大學講師 吉益 修夫
- 陸軍軍醫大佐 渡邊 甲一
- 海軍軍醫大佐 大須賀 都美次
- 司法省刑事局第五課長 清原 邦一
- 全生病院院長 林 芳信